

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 [\[更新\]](#)

当社は、企業統治(コーポレート・ガバナンス)を、様々な利害関係者との関係における企業経営の基本的な枠組みであると理解しています。当社の利害関係者には、株主様、お客様、従業員、取引先、地域社会などがありますが、中でも、株主様の利益の極大化を図ることが当社の最も重要な責務であると考えています。当社のコーポレート・ガバナンスとは、こうした株主様を中心とする利害関係者の利益の極大化を図るために会社としての意思決定及び業務執行に関して、妥当性(効率性)、適法性、会計等のディスクロージャー内容の適正性について「計画・実施・評価・是正(Plan-Do-Check-Act)」のサイクルを行う仕組みを確立するための組織体制であると考えています。

このような認識のもと、当社は、平成16年6月に委員会設置会社(現在は指名委員会等設置会社)に移行し、取締役による経営監督機能と執行役による業務執行機能を分離することにより、取締役と執行役の役割分担の明確化及び意思決定の迅速化を図り、経営の透明性・効率化を高める体制といたしました。また、当社の業務執行部門では、「品質マネジメントシステム(ISO9001)」、「情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)」等の経営フレームワークに関する国際規格に準拠した厳格な「計画・実施・評価・是正(Plan-Do-Check-Act)」サイクルを基礎として内部統制・内部管理及びリスク管理体制を構築しております。

このように、指名委員会等設置会社及びISO等の国際規格に準拠したマネジメントシステムのフレームワークを有機的に組み合わせた仕組みを採用していることが、当社のコーポレート・ガバナンスの大きな特徴となっております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [\[更新\]](#)

【補充原則4-1-2 中期経営計画へのコミットメント】

当社の主たる業務である金融商品取引業の業績は、株式等の市況により大きく変動しその不確実性が高いため、当社は中期経営計画及び単年度の業績予想ともに公表しておりません。その代替として、四半期決算の早期開示と収支構造の詳細説明、及び営業収益のうち大きな割合を占める委託手数料と業績に大きな影響を与える口座数や顧客取扱金額などの業務係数を月次で開示するなどしております。

中期経営計画とその進捗分析の公表の是非、及びその方法については今後の課題であると認識しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [\[更新\]](#)

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社では、キャピタルゲインまたはインカムゲインを目的とした純投資以外の上場株式の保有を「政策保有株式」と位置づけており、当社の企業価値向上に大きく貢献することが合理的に説明できる場合等、特段の理由がない限り、政策保有株式の保有は行わないこととします。既に保有中の政策保有株式については、経済合理性やマーケットインパクトなどを勘案し継続的に売却を進めてまいります。なお、保有中の「政策保有株式」の議決権行使は、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から行使についての判断を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

「取締役会規程」において、通常の銀行取引・市場取引など取引の性質・条件等が一般的な取引と同様であることが明白な取引である場合を除き、当社、取締役または執行役は、取締役会の事前決議を得なければ関連当事者取引を行なえないこと、及び関連当事者取引の決議に当たっては、当該関連当事者の関係者である取締役は決議に参加しないことを定めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念・経営基本方針・経営目標につきましては、当社ホームページ上に公表しています。

<http://kabu.com/company/policy/philosophy.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「1.1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役及び執行役の報酬決定の方針と手続きにつきましては、本報告書の「2.1. 機構構成・組織運営等に係る事項」の「[取締役・執行役報酬関係]」「報酬の額又はその算出方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4) 当社の取締役候補の指名及び執行役の選任の方針と手続きにつきましては、本報告書の「2.2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の「(b)指名委員会」に記載しております。

(5) 社外取締役を含む全取締役につきましては、個々の指名理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。また、取締役を兼務しない執行役の個々の略歴ならびに選任理由は以下のとあります。いずれも、上記(4)の方針に基づき指名・選任しております。

眞部 則広 専務執行役 事務・システム本部長 兼 事務部長

(略歴)昭和34年生、昭和58年国際証券株式会社入社。同社投資情報部長、オンライントレード室長、Meネット証券株式会社代表取締役社長、当社常務執行役・専務執行役(現任)。

(選任理由)証券会社においてオンライントレード事業担当部署の経営職、オンライン証券子会社の代表取締役社長を歴任し、合併による当社設立後一貫して執行役として当社経営に参画。証券分野での幅広い知見やネット証券経営の経験を活かし、当社の成長戦略立案遂行やリスク管理にあたることができるものと判断したためであります。

雨宮 猛 専務執行役 管理本部副本部長 兼 経営管理部長

(略歴)昭和37年生。昭和61年伊藤忠商事株式会社入社。日本オンライン証券株式会社業務部長、当社経営管理部長、執行役員、常務執行役・専務執行役(現任)。

(選任理由)ネット証券草創期から当社前身会社の立ち上げに参画し、合併による当社発足後は経営管理部門の経営職、担当執行役を歴任し、証券分野や総務・財務分野での幅広い知見を活かし、当社の成長戦略立案遂行やリスク管理にあたることができるものと判断したためであります。

塚田 正泰 専務執行役 管理本部副本部長 内部管理統括責任者

(略歴)昭和35年生。昭和59年株式会社三菱銀行入行、三菱証券株式会社財務企画部長、三菱UFJ証券株式会社経営企画部長、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社執行役員財務企画部プロダクトコントロール室長、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社執行役員アライアンス戦略部長、執行役員リスク統括部担当(特命)並びに財務企画部の副担当(特命)並びにチーフ・データ・オフィサー、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員等を歴任。

(選任理由)証券会社ならびに持株会社において経営企画分野ならびに財務企画分野の経営職を歴任し、証券会社ならびに持株会社の執行役員として経営企画、財務企画ならびにリスク管理を担当し、証券・金融分野での幅広い知見や証券会社経営の経験等を有し、これらを活かし当社の成長戦略立案遂行やリスク管理統括にあたることができるものと判断したためであります。

阿部 吉伸 常務執行役 事務・システム本部副本部長 兼 システム部長

(略歴)昭和44年生。平成2年株式会社ジー・ジー・エス入社。当社システム統括部長、執行役、常務執行役(現任)。

(選任理由)当社前身会社の立ち上げ期から当社システム構築に参画し、当社システム部門の経営職、担当執行役を歴任し、システム分野での幅広い知見を活かし、当社のシステム戦略立案遂行やシステムリスク管理にあたることができるものと判断したためであります。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、指名委員会等設置会社として、経営監督機能としての取締役会や各委員会、業務執行機能としての代表執行役・執行役や経営会議の決定事項を明確に分離しています。それぞれの決定事項につきましては、本報告書の「2.2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しております。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

取締役会は7名の取締役で構成され、うち3名は社外取締役であり、うち2名は独立社外取締役であります。独立社外取締役の1名は企業法務やコンプライアンス、リスクマネジメントに関する専門的な知見を有する弁護士であり監査委員長を兼務しております。他の1名は金融商品取引所での証券市場管理業務等における豊富な知見・経験を有し指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各委員を兼務しております。独立社外取締役はそれぞれの知見・経験をもとに取締役会及び各委員会において、一般少数株主の視点に立ち当社の企業価値向上に資する積極的かつ有益な経営監視活動を行っております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の独立性判断基準は「東京証券取引が「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立役員の資格要件としてあります。当社の独立社外取締役は、支配株主を持つ当社の特性を鑑み、特に以下の事項について責務を発揮できる人材を選任し、また、取締役会は、独立社外取締役が当該責務を担うために必要な体制を構築しております。

1. 会社と支配株主との間の利益相反を監督すること
2. 支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

#### 【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会及び指名委員会は、支配株主を持つ指名委員会等設置会社という当社の特性を鑑み、業務執行部門の経営監視と少数一般株主の視点をもった経営監督とを実効性をもって実施できる取締役構成とするため、知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を考慮した取締役選任議案を決定しております。

取締役会は定款上の員数である9名以内である7名の取締役で構成され、うち3名は社外取締役であり、うち2名は独立社外取締役であります。取締役会議長は社外取締役である会長が任に当たっております。執行役を兼ねる取締役は2名であり、指名委員会、報酬委員会、監査委員会のいずれにも所属しておりません。

尚、取締役選任に関する方針・手続きは、上記3-1(4)に記載の通りです。

#### 【補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社の役員との兼任状況】

社外取締役の選任または再任にあたっては、当社の取締役会の業務に適切に時間配分できることを要件とし、会社・組織の役職員兼務の状況、当社取締役会及び各委員会への出席状況を勘案して決定することとしてあります。

社外取締役の兼職の状況につきましては、本報告書の「2.1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の【社外取締役に関する事項】「会社との関係(2)」に記載しております。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

全取締役に対しアンケートを実施し、その結果を整理の上、取締役会にて総括する態勢としてあります。なお、平成28年3月期の評価結果の概要是以下のとおりです。

- ・概ね有効に運営出来ている。

- ・主要議案への時間配分拡充、取締役会へのリスクレポート整備、フォロー管理強化等が課題。

#### 【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】

各取締役の就任時に、取締役として遵守すべき法的義務、責任等についての説明を、個々の取締役の知見・経験に応じたレベルで実施しております。社外取締役に対しては、当社の事業環境・内容、経営戦略、財務内容等について、社長又は担当執行役から説明するとともに、独立社外取締役と業務執行部門との情報交換の場を適宜設定しております。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との対話を以下の方針にて積極的に実施しております。

1. 機関投資家との対話の実践については、最高財務責任者が統括し、経営企画・財務経理・法務等を分掌する経営管理部が担当する。
2. 機関投資家との対話は、四半期決算毎に実施する決算説明会の開催、外部証券会社等が企画するIRカンファレンスやスマートミーティングへの参加、個別面談などにより実施する。
3. 機関投資家との対話は原則として代表執行役社長が実施し、必要に応じて最高財務責任者または経営管理部が補佐または代替する。
4. 決算説明会の内容は当社ホームページで動画配信とともに、使用的する資料を当社ホームページ及び東京証券取引所適時開示システムにおいても公表し、株主・投資家に対し広く情報配信を実施する。
5. 個人株主との対話機会として、当社顧客及び株主に対し「カブ四季総会」と称したIRイベントを実施し、代表執行役社長が当社の経営環境・戦略・決算の内容等を説明する。
6. 「カブ四季総会」の運営は営業推進部が担当し、年4回定期的に東京、大阪、名古屋、福岡で開催し、その他地方都市においても不定期に開催する。
7. 株主との対話の内容は全執行役に報告し、対話において把握された株主の意見・懸念は速やかに共有し業務運営に反映する。特に重要な意見・懸念は代表執行役社長より適宜取締役会に報告し、対応方針を検討する。
8. 株主との対話に使用する各種資料は、内部管理統括責任者、コンプライアンス・リスク管理部及び経営管理部が確認し、また、四半期末日から決算公表までは「沈黙期間」として株主・投資家との接触を行わないこととし、インサイダー情報の管理を徹底する。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	176,474,800	52.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	21,035,200	6.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,617,500	2.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,856,100	2.02
東短ホールディングス株式会社	3,468,600	1.02
日本マイクロソフト株式会社	3,456,800	1.02
野村信託銀行株式会社(信託口)	3,331,300	0.98
ステートストリートバンク アンド トラスト カンパニー 505025	2,729,400	0.80
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)・サブ・エイシー・ノン・トラスティ	2,416,400	0.71
ピースリー・パリバ・セキュリティー・サービス・ルクセンブルク	2,234,000	0.65

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

三菱UFJフィナンシャル・グループ（上場:東京）（コード）8306

補足説明 更新

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期 3月

業種 証券、商品先物取引業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 [\[更新\]](#)

当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの傘下企業による企業集団、「MUFGグループ」に所属しており、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱UFJ証券ホールディングスは、当社の親会社に該当いたします。

当社は、MUFGグループにおいてインターネットによるオンライン取引サービスを提供する証券会社の機能を担っており、MUFGグループ各社との様々な提携により、当社顧客に提供するサービス、機能の補完を行っております。

なお、当社と親会社との関係は以下の通りであります。

##### <資本関係>

平成28年3月31日現在の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び同社の子会社である三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の当社の議決権所有割合は以下の通りであります。

	(直接所有)	(間接所有)	(合計)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	-	58.4%	58.4%
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	52.2%	-	52.2%

##### <取引関係>

平成28年3月期において、当社と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの間に取引はありません。

平成28年3月期において、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社との間に、営業取引による支払いが1百万円あります。同社の子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と新規公開株式等の委託販売等の業務提携を行っております。

##### <人的関係>

当社の取締役7名のうち4名が親会社または親会社の子会社の出身または現職の役職員で構成されておりますが、当該取締役4名のうち3名は、指名委員会等設置会社における執行役を兼任しない取締役として当社の経営の監督業務に従事しており、直接的に当社の業務執行を行っておりません。なお、代表執行役2名は取締役を兼務しておりますが、そのうち1名は親会社出身の役職員であります。

当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の連結子会社でありますが、同社グループの経営方針を踏まえて、当社が独自の判断に基づく経営を行っており、少数株主の保護のために、上場会社として一定の独立性を確保しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

#### 組織形態

指名委員会等設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 9名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 7名

#### 【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数 [更新](#) 3名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2名

#### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
芦崎 武志	他の会社の出身者											
竹内 朗	弁護士											
長友 英資	他の会社の出身者											

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
芦崎 武志					平成22年5月から平成24年6月まで株式会社三菱東京UFJ銀行の常務執行役員でありました。 また、平成24年6月から平成28年6月まで、エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社の代表取締役社長でありました。	銀行においてネットバンキング分野や決済ビジネス分野等の経営職を歴任し、金融系の会社の代表取締役社長を務める等、ネット金融をはじめとする金融分野での幅広い知見や金融機関経営の経験等を取締役会による経営監督に活用でき、取締役会長として当社の経営全般にに関する適切な監督を遂行できるものと判断いたためあります。
竹内 朗					本書提出日現在、弁護士でプロアクト法律事務所の代表であります。	弁護士としての見識や経験、企業法務やコンプライアンス、リスクマネジメントに関する相当な知見に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また独立性が高いことから中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためあります。 また、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」に規定している事前相談を要する要件のいずれにも該当しないため、独立性が高く、一般株主との利益相反のおそれもないことから、独立役員に指定しております。 なお、現在、監査委員長として監査委員会運営に携わっております。
長友 英資					当社取引先である株式会社東京証券取引所の出身です。株式会社東京証券取引所と当社との間には、上場料年間3百万円、情報料年間377百万円(平成28年3月期実績)の取引が存在しています。	取引所での証券市場管理業務等における豊富な経験と知識に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また独立性が高いことから中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためあります。 また、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」に規定している事前相談を要する要件のいずれにも該当しないため、独立

本書提出日現在、株式会社ENアソシエイ	性が高く、一般株主との利益相反のおそれも
ソの代表取締役であります。	ないことから、独立役員に指定しております。なお、現在、指名委員、報酬委員および監査委員として各種委員会運営に携わっております。

## 【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 [更新](#)

全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	1	1	2 社外取締役
報酬委員会	3	1	1	2 社外取締役
監査委員会	4	1	1	3 社外取締役

## 【執行役関係】

執行役の人数 6名

兼任状況 [更新](#)

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無		使用人との兼任の有無
		指名委員	報酬委員	
齋藤 正勝	あり	あり	×	なし
黒川 修	あり	あり	×	あり
眞部 則広	なし	なし	×	あり
雨宮 猛	なし	なし	×	あり
塙田 正泰	なし	なし	×	あり
阿部 吉伸	なし	なし	×	あり

## 【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役 及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、監査委員会の監督下にあり、業務機能の遂行上、代表執行役と緊密な意思疎通を図る一方で、代表執行役及び業務執行部門から独立した組織とし、その設置及び廃止に関する権限は取締役会に属しております。また、内部監査室長の指揮権は監査委員会に属するものとし、内部監査室長の任免並びに報酬は取締役会が決定することにより独立性を確保しております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

当社で開催される監査委員会に会計監査人が平成21年10月以降は常時オブザーバーとして出席しております。会計監査人の専門的な見識による意見を監査委員会に取り入れることにより、内部管理の向上に繋げております(平成28年3月期出席回数12回)。なお、当社は内部管理の一層の強化を図るため、経営監督と業務執行が分離された現体制に移行する以前に選任された会計監査人に代え、執行部門の関与を絶ることなく、監査委員会が独自に選定した会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを平成17年6月の定時株主総会にて選任し、会計監査の内容についても、執行部門の関与を絶ることなく、監査委員会に直接報告される体制を確保しております。また監査委員会と内部監査室は密接に連携し監査活動を行っております。両者が協調して監査基本方針および内部監査計画の策定が行われます。内部監査結果については、内部監査室より監査委員会に報告されレビューされます。また、品質管理委員会が実施する品質監査の結果についても監査委員会に報告されレビューされます。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#) 2名

その他独立役員に関する事項

社外取締役3名のうち、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」に規定している独立役員の資格を満たす社外取締役は2名であり、その全てを独立役員として指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#) 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、「I-1.基本的な考え方」でも述べたように「株主様の利益の極大化を図ることが当社の最も重要な責務である」と考えております。執行役は当該責務の遂行の責任を負っており、その報酬の一部をSVA(Shareholder Value Added = 株主資本正味付加価値額)を基準とした変動報酬制としております。

なお、平成28年3月期より、執行役の中長期インセンティブとして、執行役変動報酬の一部を自社株活用による新株予約権で代替する制度を導入致しました。

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社の執行役報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層明確にし、当社執行役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまで株主の皆様と共有することを目的として、当社執行役に対して、平成29年3月期より、株式1株あたりの払込金額を1円とする新株予約権をストックオプションとして割り当てることとしております。

## 【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成28年3月期における役員区分ごとの報酬等の総額は、以下の通りとなります。

社内取締役：3名 総額2百万円 うち固定報酬2百万円

うち2名は執行役を兼務しており、取締役としての報酬は支払っておりません。

社外取締役：4名 総額46百万円 うち固定報酬46百万円

執行役：7名 総額108百万円 うち固定報酬108百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#) あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び執行役の個人別の報酬に関しては、社外取締役2名を含む取締役3名により構成される「報酬委員会」において以下のとおり決定しております。

## &lt;取締役&gt;

個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることに鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により定める金額を上限とし、報酬委員会において決定しております。

## &lt;執行役&gt;

個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成され、定められた金額を上限として役付別の固定報酬額及び変動報酬の具体的な算定式及び個人別の変動報酬額を報酬委員会で決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役をサポートする専従スタッフの配置はしておりませんが、総務担当業務を分掌する経営管理部が社外取締役への連絡等のサポートを行っております。取締役会において活発で充実した議論が行えるよう、取締役会の議案資料については開催日の3営業日前までに電子メールで事前送信を行っております。なお、特に重要な場合は慎重な判断が必要と思われる議案については、常勤取締役、担当執行役から社外取締役へ事前相談を行うことにより、それぞれの社外取締役の専門的な立場による意見を、経営に反映させております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能にかかる各機関の概要については以下の通りであります。

## a. 経営監督機能

## (a) 取締役会

取締役会は3ヶ月に1回以上開催され、会社法第416条に規定する事項を中心とした重要事項について決定を行います。取締役会は7名の取締役によって構成されており、うち3名は社外取締役であります。

## (b) 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任並びに取締役会に提出する執行役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役2名を含む取締役3名により構成されております。

なお、当社における取締役候補者及び執行役候補者の選任基準は以下の通りであります。

## &lt;取締役候補者選任基準&gt;

(1) 取締役にふさわしい人格・識見を有すること。  
(2) 豊かな業務経験あるいは専門職知識を有すること。  
(3) 経営判断能力に優れていること。  
(4) 違法精神に富んでいること。  
(5) 心身ともに健康であること。

社外取締役の候補者選任にあたっては、前記の基準の他、次の基準を適用する。また、これらの基準は、社外取締役に求める機能及び役割と同じである。

(1) 経営者あるいは経営者の補助役として豊富な経験を有すること、あるいは法律もしくは会計、財務の職業的専門家としての地位に就いていること。

(2) 社外取締役としての独立性を維持できること。

## &lt;執行役候補者選任基準&gt;

取締役選任基準に準じる他、次の基準を適用する。  
(1) ビジネス感覚、指導力、先見性、企画力が優れていること。  
(2) 社内外での人望が厚いこと。

## (c) 監査委員会

取締役及び執行役の業務執行に関する妥当性、適法性、適正性についての監査、並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則毎月1回開催されます。社外取締役3名を含む取締役4名により構成されています。本委員会にはこれら委員の他、内部監査室長、執行役、顧問弁護士、会計監査人および親会社のシステム担当役員がそれぞれオブザーバーとして出席し、会議の活性化を図るとともに監査の質の向上に努めています。

## (d) 報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役2名を含む取締役3名により構成されております。なお、取締役及び執行役に対する個人別の報酬等の内容に関する基準は以下の通りとなっております。

## &lt;取締役&gt;

個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることを鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により定める金額を上限として、報酬委員会で決定する。

## &lt;執行役&gt;

個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成され、定められた金額を上限として役付別の固定報酬額並びに変動報酬の具体的な算定式及び個人別の変動報酬額を報酬委員会で決定する。

(e) 内部監査室

代表執行役、執行役、経営会議、品質管理委員会を含む業務執行部門から独立し、当社の内部監査を実行する機関です。内部監査室は内部監査体制や監査範囲などに關し、監査委員会と緊密に連携して活動しております。

b. 業務執行機能

(a) 代表執行役・執行役

当社は、執行役の中から代表執行役2名(執行役社長及び執行役副社長)を選任しております。代表執行役は、業務執行部門の責任者として、それぞれ会社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務の執行を行うとともに、取締役に対し、業務執行状況及び月次決算の状況等について毎月1回報告及び説明する義務を負っています。執行役は代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っています。

(b) 経営会議

執行役6名により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議いたします。

(c) 品質管理委員会

品質管理委員会は、ISO9001等の規格に従い、当社の提供するサービスの品質管理に関するPDCA活動の一環として、各種報告事項のレビューとコンプライアンスプログラムに基づく品質監査を実施しております。

平成28年3月期における各機関の活動状況は以下のとおりです。

取締役会……………12回

指名委員会……………4回

監査委員会……………13回

報酬委員会……………5回

経営会議……………62回

品質管理委員会……………66回

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役による経営監督機能と執行役による業務執行機能を分離することにより、取締役と執行役の役割分担の明確化及び意思決定の迅速化を図る他、経営の監督機能として社外取締役を活用することにより経営の透明性の向上を図ることを目的に委員会設置会社の組織形態を採用しております。

なお、本書提出日現在では、顧問弁護士、会計監査人を含む複数のアドバイザーが毎月開催される監査委員会に出席し、独立的な立場から各種意見・助言等を行う体制としており、また、社外取締役の独立性確保の観点から、本年の定時株主総会で選任された社外取締役の内、2名を独立役員として指定済みであります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

#### 補足説明

##### 株主総会招集通知の早期発送

平成28年3月期の定時株主総会より、株主総会招集通知の記載内容確定後、発送に先立ちT  
Dネットならびに当社ホームページ上で公表しております。

##### 集中日を回避した株主総会の設定

一人でも多くの株主の皆様にご参加いただけるよう、東京証券取引所へ株式上場後の平成17  
年3月期以降の定時株主総会については土曜日または日曜日を開催日としてあります。

##### 電磁的方法による議決権の行使

平成17年3月期の定時株主総会より、三菱UFJ信託銀行株式会社の提供するインターネット  
議決権行使を採用しております。

##### 議決権電子行使プラットフォームへの参 加その他機関投資家の議決権行使環 境向上に向けた取組み

平成19年3月期の定時株主総会より、株式会社JCJが提供する議決権行使プラットフォーム  
(東証プラットフォーム)を採用しております。

### 2. IRに関する活動状況

#### 補足説明

#### 代表者自身 による説明 の有無

##### ディスクロージャーポリシーの作成・公表

ディスクロージャーを策定し、当社のホームページ「IR情報」内に掲載をおこな  
い、公衆の縦覧に供しております。

##### 個人投資家向けに定期的説明会を開催

定時株主総会後に、当社の経営状況等の報告・説明を行う経営報告会を実施  
しております。また、定時株主総会時以外にも、8月、11月、2月の年3回、大  
阪、名古屋、福岡など全国各地にて経営報告会を含むIRイベントを「カブ四季  
総会」として定期的に開催するなど、関東圏以外の投資家の皆様にも当社の  
経営状況等を把握いただけるよう努めております。

##### アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催

毎四半期決算発表後に、アナリスト、機関投資家向けの説明会を定期的に開  
催しております。

##### IR資料のホームページ掲載

当社ホームページに「企業・IR情報」として、「会社案内」「経営目標/ポリシー」  
「財務情報」「株式情報」「月次開示情報」「その他情報開示」のコンテンツペー  
ジを設け随時更新を行っております。  
各項目の主な掲載内容は以下の通りであります。  
「企業・IR情報」…カブドットコム証券について、会社概要、経営メッセージ、コ  
ーポレート・ガバナンス、組織図、IRスケジュール、IRムービー等  
「経営目標/ポリシー」…経営理念と経営基本方針、MUFG行動規範、ディスク  
ロージャーポリシー、セキュリティポリシー等  
「財務情報」…決算短信・決算説明資料、有価証券報告書・四半期報告書、デ  
ィスクロージャー誌等  
「株式情報」…株主総会、配当方針・配当実績、株式の概要、株主優待等  
「月次開示情報」…委託手数料等の推移、口座数・約定情報等の推移、顧客  
投資成績(信用評価損益率)の推移等  
「その他情報開示」…顧客分別金信託状況、知的財産報告書、品質管理シス  
テム報告書等

##### IRに関する部署(担当者)の設置

専務執行役を情報取扱責任者とする経営管理部によりIR活動を行っております。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

#### 補足説明

##### 社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定

社内規程「企業行動憲章」の中で、「株主の利益と信頼関係の構築」について、株主の利益の  
ために長期的かつ安定的な成長によって企業価値の向上を目指す旨、また、株主との円滑な  
コミュニケーションを確保し信頼関係の構築に努める旨の規定をしております。

##### ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定

ディスクロージャー・ポリシーを策定し、それに基づき情報開示等IR活動を行っております。

##### 女性の活躍の方針・取組みに関して

当社では、女性が仕事と育児を両立できるよう福利厚生面で配慮しております(出産前後の  
休暇や子育て期間中の変則勤務など)。また、人事評価は性別に関係なく公平に行っておりま  
す。

当社には現在女性役員はありませんが、2005年～2007年に女性役員を選任いたしました。  
今後も人材を見極めつつ選任を検討して参ります。

##### その他

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社ではコーポレート・ガバナンスを、妥当性(効率性)、適法性、会計等のディスクロージャー内容の適正性についてPDCAサイクルを行う仕組みを確立するための組織体制と位置づけており、内部統制システムとはコーポレート・ガバナンスの重要な機能を構成するプロセスであると考えております。内部統制を有効に行うために経営監督機能として取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会、内部監査室を、業務執行機能として経営会議、品質管理委員会をそれぞれ設置し、前述の通りの活動実績をあげております。なお、平成28年3月期より、品質管理委員会として、システム開発進捗管理態勢強化のための「システム開発進捗連絡会」、ならびにシステムリスク管理態勢強化のための「システムリスク管理連絡会」を設置いたしました。

また、内部統制システムの内、執行役または従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制としては、以下の通り整備しております。

#### (1) コンプライアンス体制

「MUFG行動規範」「倫理規程」「コンプライアンス・マニュアル」等のコンプライアンス規程において、反社会的勢力との対決を含め、法令、自主規制機関の定款・諸規則、取引所規則、当社の定款・諸規程についても遵守を行うよう指導しております。また、「コンプライアンス・プログラム」に基づき、各期の方針・重点課題・施策を制定し、「コンプライアンス・リスク管理部」を主管部署として、これらの実践を統括し、法令遵守を確保する体制としております。加えて、品質管理委員会による「品質監査」、内部監査室による「内部監査」において、法令等の遵守状況を検証しております。

#### (2) リスク管理体制

期初にリスク管理基本方針を制定し、「コンプライアンス・リスク管理部」を統括主管部署としてリスクの認識、把握、リスクコントロール、報告を行う体制としております。また、リスクの算定方法等、リスク算定基準、リスク算定等に係る内部管理体制の整備方法、リスク算定等に係る基礎データの管理方法を規程に定めております。

#### (3) 報告体制と情報透明性の確保

コーポレート・ガバナンス並びに内部統制システムを有効的かつ効率的に運用するためには、情報の透明性の確保が重要と考えております。当社では、代表執行役により業務執行状況や決算状況を週次・月次で取締役向けに報告している他、当社HPにおいて委託手数料収入やシステム稼働状況などを開示するなど情報の透明性を高める施策を実施しております。また、当社で発生するシステム障害やサービス面での不適合事象、顧客からのクレーム事項等については発生後速やかに社内で周知する管理システムを構築していますが、これら情報については常勤取締役や内部監査室長も共有できる体制しております。

#### (4) 情報管理体制

執行役または従業員は、厳格な社内ルールに従い、職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体により保存を行っております。また、監査委員会又は監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、執行役又は従業員はいつでも文書を閲覧に供す体制としております。なお、文書の保存期間その他の管理体制については、当社社規則により明確に規定しております。

#### (5) 財務報告に係る内部統制に関する体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を通じて、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制としております。

#### (6) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、「MUFG行動規範」「倫理規程」「コンプライアンス・マニュアル」等において、反社会的勢力に対して毅然かつ断固とした態度をもって対決することを定めており、親会社や業界団体、警察等と緊密に連携してその排除に取り組むために、コンプライアンス・リスク管理部を専門担当部署として設置しております。

また、お客様からお預かりする口座についても、約款において厳格な排除条項を採用しているほか、高度な口座監視を行う「アカウント・マネジメント」を強化しつつ、管理先データベース構築も高度化しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「(6) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況」に記載のとおりです。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、業容に応じた強固な財務基盤と将来の事業拡大に必要な内部留保を確保した上で、配当と自社株買いを合わせた「総還元性向」を重視、平成28年3月期から平成30年3月期につきましては、当該3年度の平均総還元性向の目標を100%としております。配当は、従来期末配当の年1回としてまいりましたが、株式取扱いシェアや預り資産増加などにより当社の経営基盤が強化されていることを踏まえ、平成28年3月期より中間配当を開始、年2回の配当といたしました。中間配当と期末配当を合わせた年間配当は、「配当性向50%かつDOE(純資産配当率)4%」を下限とし、自社株買いについては、決算の進捗に加え当社株式の市場価格、流動性、個人株主数などの状況を総合的に勘案し機動的に実施していく方針としております。

#### (適時開示体制の概要)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

##### 1. 責任者開示承認者: 代表執行役社長

(不在時等の口頭承認含む。何らかの事由で社長承認取得が不能な場合には、役付執行役がこれに代わる)

##### 情報取扱責任者: 経営管理部長

(部長が不在の場合には、同部次長、総務課長、経理課長の順にこれに代わる)

##### 2. 適時開示担当部署

[決算関連情報] 経営管理部経理課

[その他の情報] 経営管理部総務課

##### 3. 制定している社内規則

###### (1)ディスクロージャーポリシー

当社の開示に関する基本方針を定めるもの

###### (2)開示規程

適時開示に関する基本事項として、開示事項、開示時期、社内統制などを規定するもの

###### (3)適時開示手順書

適時開示に関する業務フロー等の詳細を定めるもの

##### 4. 情報開示までの手順(時系列フロー)

###### (1)情報の認識

ア)決定事実情報 当該事実の機関決定

イ)発生事実情報 関係部署での発生事実確認

ウ)決算関連情報 決算承認

エ)風説の流布情報 関係部署での事実確認

###### (2)適時開示担当部署への報告

###### (3)適時開示担当部署での開示案立案

開示関連法令規則並びに社内規則に基づき開示の是非の検討(必要に応じて取引所担当部署への相談)

開示文書案(関連資料を含む)の作成

###### (4)代表執行役の承認

###### (5)開示実施

###### 開示媒体

ア)TDネットでの開示

イ)記者クラブへの投函

ウ)当社ホームページへの掲載

開示時期(情報の種別に応じ、原則として以下の通り)

ア)決定事実 機関決定の当日中

イ)発生事実 事実認識の翌日まで

ウ)決算関連 決算承認の当日中

エ)風説流布 事実確認の当日中

###### (6)開示内容等についての管理簿記載

###### (7)開示文書および資料の保管

開示担当部署により画面にて永久保管

##### 5. 当社の特徴

当社はオンライン専業であり、法令諸規則に基づくTDネット等への開示のほか、当社HPへの掲載も重要な開示方法であると認識しております。管理方法、運用手順は上述の社内規則に基づく他、HP誤表示を防止するための二重チェック体制等を敷いております。

##### 6. 親会社等との連携

当社の適時開示時および親会社等(財務諸表等規則第8条第3項に定める親会社、及び当社が他の関連会社(財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社)である場合における当該他の会社)の適時開示時には、当該関係会社の開示担当部署との連絡を密にし、相互に関係のある事実の場合の相互開示を行って参ります。

##### 7. その他

(1)適時開示の重要性、管理方法等についての役職員の意識向上が重要と認識しております。上述の社内規則の周知徹底を図るとともに、社員集合研修等において適宜、研修および教育を進めて参ります。

(2)管理態勢については、ISO9001のフレームワークに準じ、具体的な運用手順を含む管理方法の明確化や発生事項・開示内容等の記録の徹底を行って参りますが、公開後の実際の管理・運用を通じ、常に改善、強化を継続して参る所存です。

